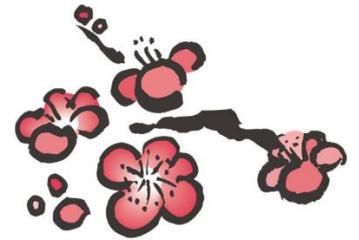


労務通信

2015.2月号

労務・給与担当者が押さえておきたい 2015年上半期施行の主な改正事項



◆労働法関連

今年4月1日より、「雇入れ時・契約更新時の労働条件に関する説明義務化」や「正社員との差別的取扱いが禁止される労働者の範囲拡大」等を内容とする改正パート労働法が施行されます。また、6月1日より、重大な労働災害を繰り返す企業に改善計画を提出させるほか、その指示に従わない企業名公表等を内容とする改正労働安全衛生法が施行されます。なお、同改正によるストレスチェック制度導入は12月1日です。

◆労働保険関連

4月1日より、労災保険率が全54業種平均で4.8/1000から4.7/1000へと0.1/1000引下げとなります。なお、一人親方等の特別加入に係る第2種特別加入保険料率、海外勤務者の特別加入に係る第3種特別加入保険料率も改定されます。また、労務費率の改定、請負金額の取扱いの改正および労務費率の暫定措置の廃止も、同日施行されます。なお、雇用保険料率は据置きの方針で、一般13.5/1000、農林水産清酒製造15.5/1000、建設16.5/1000です。

◆助成金・奨励金関連

2月より、「中小企業両立支援助成金」に育休復帰支援プランが新設され、「育休復帰プランナー」による支援のもと「育休復帰プラン」を策定・導入し、対象労働者が育休を取得・職場復帰した場合に助成金が支給されることとなります。このほか、「キャリアアップ助成金」、「トライアル雇用奨励金」、「労働環境向上助成金」、「キャリア形成促進助成金」、「建設労働者確保育成助成金」等の改正も見込まれています。

◆社会保険関連

健康保険関連として、1月1日より、高額療養費制度が改正（70歳未満の所得区分が細分化）されています。年金保険関連として、昨年4月分から実施されている年金額の特例水準解消について、残る0.5%分の解消による改定が4月分より行われる予定です。なお、年金額は1月末に公表される全国消費者物価指数の動向により決定されます。

メンタルヘルスの基礎知識

◆大切な人を失わないために、まずは行動を起こしましょう！

あなたの会社のメンタルヘルス対策は万全ですか？周りで「SOS」のサインを発している人はいませんか？職場でメンタル不調の疑いを感じる人が現れた時、どのような対応をしたらよいのでしょうか。具体的には、以下のような行動をとることが大切です。



・まずは、“いつもと違う” 様子に気づいてあげましょう。

・気になる人がいたら、声をかけてみましょう。

「最近、調子はどう？」、「元気ないけど、眠れている？」
「何か悩みでもあるのかな？よかったら、話してみて。」



・相手が話しやすい環境を作ってあげましょう。

・しっかりと悩みに耳を傾け、相手の気持ちを理解しましょう。

・相手のペースに合わせ、時には沈黙も共有しましょう。

・安易な激励、批判や否定（「頑張れば大丈夫！」、「あなたに原因があるのでは？」など）をしないようにしましょう。



・話を聞いた後は、辛い思いをしてきた相手をねぎらいましょう。
「大変でしたね。」「辛い思いをしていたんですね。」

・話を聞いて問題解決に至らなかった場合は、専門家に相談したり、医療機関を受診するように勧めましょう。

相手の悩みを解決してあげようと思う必要はありません。ただ話を聞いてもらうだけでも相談者の気持ちは楽になる場合もあります。そして、適切な「つなぎ」を行ってあげることで相談者をサポートし、大切な人の命を守ることに繋がります。職場で自分にできることから始めてみましょう。

合同労務「こころの健康」相談窓口

咲花 真由美

